

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係命令の整備等に関する
命令案新旧対照表 目次

一 特別振替機関の監督に関する命令	1
二 口座管理機関に関する命令	2

一 特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第一号）

改正案	現行
<p>（振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求）</p> <p>第三十七条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により特別振替機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該特別振替機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（電磁的方法による情報の提供）</p> <p>第三十七条の二 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、第二十五条第一項第一号に掲げる方法とする。</p> <p>2 第二十五条第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。</p>	<p>（振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付請求）</p> <p>第三十七条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により一般振替機関等に対し、同条に規定する書面の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該特別振替機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求）</p> <p>第三条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により口座管理機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該口座管理機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（電磁的方法による情報の提供）</p> <p>第四条 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 口座管理機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報</p>	<p>（振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付請求）</p> <p>第三条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者（次項において「利害関係者」という。）は、同条の規定により一般振替機関等に対し、同条に規定する書面の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該口座管理機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、加入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。